

『市立保育所の社会福祉法人営化についてのガイドライン（案）』に対する意見とそれに対する市の考え方

項 目	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
ガイドラインの性格	法人募集のときに「参入法人はこのガイドラインを遵守しなければならない」というような文言が必要ではないか。	ガイドラインの目的の項で示しているとおり、ガイドラインは市民の皆さんに『市としての基準やルール』を事前に明らかにすることを趣旨としています。法人との関係では、契約等の行為を必要とするところであり、その中で詳細にわたって遵守すべき事項を定めることとなります。
民営化の手法	<p>保育所再編計画では、民間移管又は委託となっていたのに、ガイドラインでは移管に決定とされているのはどうしてか。また、施設を貸与しての移管などということはないと思うが。</p> <p>公立保育所が当たり前であったところであり、民営化には大きな不安がある。『移管』は早急すぎる。</p>	<p>保育所再編計画の意見募集において、この点でも多くの意見をいただいたことから、その回答である「保育所再編等推進計画（案）に対する意見とそれに対する市の考え方」において『計画においては、移管又は委託にとどめ、具体的手法の検討はガイドラインに委ねる』としてきたところです。今回、ガイドラインを検討する中で、この点についての慎重審議を行い、社会福祉法人の自主性が発揮できることを大切と考え、「移管」が適当と判断し明文化したものです。しかしながら、いただいたご意見を勘案し、民営化についての手法を見直し次のとおり改めることとします。</p> <p>1．民営化の手法</p> <p>方法としては、市立保育所そのまま保育業務のみを「委託」する方式と、保育所施設そのものを民間施設とする「移管」方式、またその中間的な方法である「指定管理」などがあります。計画の検討段階から、また計画、ガイドラインに</p>

		<p>対するパブリックコメントなどで多くの意見を受け、慎重に検討した結果、社会福祉法人の運営方法や運営姿勢などに未知な部分があるため、当面、市立の保育所を私立保育所として運営する「移管方式」ではなく、土地・建物は市所有のまま保育所の運営だけを民間に委託する「公立民営」方式を基本とします。</p>
対象保育所の選定	<p>夜間保育や休日保育のニーズはどれくらいか。市としてどのような保育を予定しているのか。</p>	<p>子育て全般について、平成17年3月に策定しました「京丹後市次世代育成支援計画」の検討に先立ち、保護者の皆さんにアンケートを実施しています。このアンケートは、小学6年生までのお子さんのいる全家庭を対象に行ないましたが、休日保育の利用希望は「毎週利用したい」『月1~2回利用したい』が合わせて20%の方が希望され、また平日の延長保育では2%の方が午後8時以降も希望されるという結果がでています。</p> <p>こうしたニーズへの対応も含め、今後の事業者募集や選考作業等の中で保育内容の詳細について慎重な検討を進めます。</p>
	<p>選定理由からは市の中心的な保育所が想定される。保護者や地域の理解が得られるのか疑問であり、関係者の理解、合意を前提にしてほしい。</p>	<p>このガイドラインは「保育所再編等推進計画」を受けてのものでありますが、推進計画の中にも「具体計画の推進にあたっては、保育所の保護者並びに地域住民等関係者との意見調整が不可欠であるところから、今後の説明・協議の場において、十分な話し合いを確保する」としています。ご意見の趣旨と同じであると考えます。</p>

対象保育所の発表	<p>2年程度としているが、期間にこだわらず、合意を前提に慎重に進めてほしい。</p>	<p>保護者や関係者の皆さんとの話し合いを大切にしながら進めることとしており、期間についても『<u>最低</u>2年程度』としているところです。</p>
事業者の選定基準	<p>発表から民営化移行まで2年程度の期間になっています。市立保育所に入所した子どもが途中から民間の保育所に通うことになったり、他の市立の保育所に入所しなくても良いよう期間を考えて頂きたいです。</p> <p>運営の透明性等の経営体質を確認するとあるが、面接だけでは不十分と思う。また、職員の雇用形態や定着の度合いに付いて、具体的な数値を盛り込むべきでないか。</p>	<p>選定基準の項は、面接、実地調査、書類審査等を総合的に実施し判断することを示しています。職員の雇用形態についても、こうした総合的な審査の中で実態が明らかになると考えます。</p>
	<p>公立保育所も含め、保育の内容や子どもの人権が守られているかなどの情報が公開されるべきである。保育労働者の権利や人権が守られているかも重要である。</p>	<p>『移行後の市の責務』でも触れていますとおり、評価と公開は重要であると認識しています。保育従事者の権利についても同様であると考えます。</p>
選定の組織	<p>選定委員会に利用者もしくは保護者を入れるべきである。</p>	<p>ご意見の方向で検討いたします。</p>
事業者の発表	<p>発表から1年程度とあるが、期間にとらわれず、慎重に進めるべきである。あくまで子どもたちの発達保障、子育て支援を最優先に、市民とともに考え、進めてほしい。</p>	<p>対象保育所の発表と同様に、この点でも『<u>最低</u>1年程度』としていることをご理解ください。</p> <p>保育の充実を優先に検討させていただきます。</p>

<p>合同保育の実施</p>	<p>3ヶ月では短いのではないかと。1年くらい必要と思う。</p>	<p>合同保育は、保育者の引継とともに、子どもへ及ぼす影響を最小限にするため、子どもたちが移行後の職員になれることを目的としています。この期間がどの程度が適当なのか様々な考え方があるとは思いますが、本来の目的で考えるなら、3ヶ月という期間が短すぎることはないと考えます。</p>
<p>移行後における市の支援</p>	<p>移行後に市が支援するという考え方が理解しがたい。支援が必要なくらいなら市が直接運営すればよい。</p>	<p>市の支援は『研修』等に限定したものであり、運営や経営を支援しようとするものではありません。あくまでも保育の質の維持向上という面での支援を想定しています。</p>